

北海道生活科・総合的な学習教育連盟規約

第1章 総則

第1条 この連盟は、北海道生活科・総合的な学習教育連盟と称する。また、日本生活科・総合的な学習教育学会北海道支部（以下、学会）を兼ねる。

第2条 この連盟は、北海道における生活科・総合的な学習教育の向上を図ることを目的とする。

第3条 この連盟は、次の事業を行う。

- 1) 研究会・研修会の開催
- 2) 教育用図書及び参考書の研究
- 3) 広報誌・研究紀要等の発行
- 4) 生活科教育・総合的な学習に関する調査研究
- 5) 各地区組織の強化・連携
- 6) 学会にかかわる業務
- 7) その他必要な事業

第2章 会員

第4条 北海道の生活科教育及び総合的な学習に関心をもち、この連盟の趣旨に賛同する者とする。学会会員への登録については任意とする。

第3章 組織及び役員

第5条 この連盟は、北海道内の各地区の加入団体で組織する。ただし、未組織の地区からは、個人加入することができる。

第6条 この連盟は、次の役員を置き、任期は1年間とし総会で選出する。

- 1) 委員長 1名
本連盟を代表する。
また、学会北海道支部の支部長及び地域世話人を兼ねる。
- 2) 副委員長 若干名
委員長を補佐する。
- 3) 会計監査 若干名
会計を監査する。

第7条 この連盟には、総会の承認を得て顧問及び理事を置くことができる。

第8条 各地区の加入団体は、地区代表1名を置く。

第9条 この連盟は、札幌市に事務局を置き、局長・次長及び局員を委員長が委嘱する。

第4章 総会

第10条 総会は、役員及び地区代表・会員で構成し、年1回委員長が招集し、次のことを審議し決定する。

ただし、必要に応じて臨時総会を開く。

- 1) 事業・決算報告
- 2) 役員改選
- 3) 事業計画
- 4) 予算審議
- 5) その他

第5章 会計

第11条 この連盟の運営は、加盟費、事業収入、寄付金による。

4月1日～3月31日までを事業年度とする。

会計は事務局次長の勤務校に置く。

第6章 付則

第12条 この規約は、平成27年4月25日から施行する。

[平成02年11月24日制定]

[平成05年05月01日一部改定]

[平成11年05月08日一部改定]

[平成12年05月13日一部改定]

[平成27年04月25日一部改定]

第13条 この規約は、総会決議によらなければ改廃することはできない。